

## 第2 有限会社に関する改正

### 1 出資1口の金額

#### (1) 出資1口の金額の制限の廃止

出資1口の金額が5万円を下回ってはならない旨の規定が削除された(有法第10条)。

#### (2) 有限会社の分割手続

出資1口の金額の最低限度額が廃止されたため、資本の減少のために持分の消却を行う必要性がなくなり、会社分割に伴う分割会社の資本の減少のためにする持分の消却の規定が削られた(日有法第24条の改正)。

これに対し、会社分割に伴う持分の併合に関する規定は、従前と同様であり(有法第63条ノ6第3項、第63条ノ9第2項)、人的分割の場合において、分割に際して持分の併合をするときは、分割計画書又は分割契約書にその方法を記載しなければならない(有法第63条ノ6第2項、第63条ノ9第3項)。

#### (3) 会社分割の登記の添付書面

ア 株式会社の会社分割の登記の申請書の添付書面の規定の改正に合わせて、有限会社の新設分割による設立登記の申請書の添付書面に関する規定中、旧商登

法第 89 条の 5 第 1 項第 7 号(会社分割の際に株式の併合又は消却をした場合の添付書面に関する規定)を引用する部分が削除された(商登法第 97 条の 2 第 1 項第 3 号)。

有限会社の吸収分割における承継会社の分割による変更登記の申請書の添付書面に関する商登法第 97 条の 3 については、整備法による改正はされていないが、同条で引用する商登法第 89 条の 6 第 9 号において、旧商登法第 89 条の 5 第 1 項第 7 号を引用する部分が削除された。

イ 法施行前に分割計画書又は分割契約書(分割に際してする株式の消却又は併合の方法の記載があるものに限る。)が作成された会社の分割の登記の申請書の添付書類に関しては、なお従前の例によることとされた(整備法第 42 条。改正法附則第 17 条参照)。

## 2 議決権に関する規定の改正

社員総会の議決方法に関する規定について、株式会社の株主の議決権に関する規定の改正(第 1 の 6 の(5)参照)に合わせて、議決権の割合を基準とする規定に改められた(有法第 37 条第 1 項、第 44 条ノ 2 第 1 項)。